是正命令書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 1 5 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 下 記 の と お り 是 正 の 措 置 を と る こ と を 命 ず る 。								
様				年 月船橋市長			E EI	
1	建築主等	住所又は所名	地					
		氏名又は名称及び 代表者氏名		電話番号				
2	敷地の地名地番							
3	特別特定建築物の概要	用途			階段			
		延べ面積			構造			
4	命令事項							
5	根拠							

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して、異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。